

保健福祉専門部会協議内容一覧

佐久市 臼田町 浅科村 望月町 合併協議会

| 協議項目番号 | コード番号 | 分科会名称 | 事務事業等名称(項目名) | 現況調査ページ | 問題点 | 調整案 | 調整案の詳細 |
|--------|--------------|----------|-------------------|---------|---------------------------|---|--|
| 17 | 030301010103 | 社会・障害者福祉 | 社会福祉協議会補助金 | 3 | 4市町村とも実施しているが、補助基準に差異がある。 | 合併時、補助交付基準を設け、地域福祉事業に関する人件費・事務費について予算の範囲で補助をする。 | 1.事業目的 社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業の実施 2.補助算定基礎 新市社会福祉協議会が実施する地域福祉事業に関する人件費と事務費について、新市において補助金交付基準を設け補助金として交付する。 3.補助対象者 新市社会福祉協議会 |
| 17 | 030301010113 | 社会・障害者福祉 | ふれあいのまちづくり事業補助金 | 4 | 佐久市が単独で実施している。 | 合併時、佐久市の例により実施する。 | 1.事業目的 地域福祉コーディネーターを設置して地域福祉の企画・調査・連絡調整・啓発及び各種相談事業等地域福祉の充実と発展を図ることを目的として行なう事業。 2.補助算定基礎 職員人件費 1名分 ふれあいのまちづくり推進委員報酬 相談員等賃金 ふれあいいきサロン助成金分 3.その他 新市社会福祉協議会が実施する「ふれあいのまちづくり事業」の事業費に対し、補助対象上限額6,000千円の国・県の補助(補助率2/3)を新市社会福祉協議会が直接受け、残りの事業費を新市が補助をする。 |
| 17 | 030301010114 | 社会・障害者福祉 | ボランティアセンター活動事業補助金 | 5 | 浅科村が単独で実施している。 | 合併時、浅科村の例により実施する。 | 1.概要 ボランティア活動を推進し、地域における福祉コミュニティの形成を図ることを目的とした新市社会福祉協議会の事業に対し補助をする。 2.補助算定基礎 ボランティア推進協議会委員報酬 次の事業に関する経費 ボランティア情報誌発行 相談 登録 斡旋 養成・研修 福祉救援ボランティア活動促進 夏の親子ボランティア体験教室・ボランティアのつどい等その他の活動 3.事業年度 平成15年度～平成17年度の3か年事業であり、新市においては平成17年度のみ実施。 4.その他 新市社会福祉協議会が実施する「ボランティアセンター活動事業」の事業費に対し、補助対象上限額3,200千円に国・県補助(補助率2/3)を新市社会福祉協議会が直接受け、残りの事業費を新市が補助する。 |
| 17 | 030301010115 | 社会・障害者福祉 | 肢体不自由児父母の会補助金 | 6 | 臼田町が単独で実施している。 | 新市として身体障害者福祉協会へ補助を交付するため、合併時廃止する。 | |

| 協議項目番号 | コード番号 | 分科会名称 | 事務事業等名称(項目名) | 現況調査ページ | 問題点 | 調整案 | 調整案の詳細 |
|--------|--------------|----------|-------------------|---------|--|--|--|
| 17 | 030301010116 | 社会・障害者福祉 | 地域支え合い活動組織化モデル事業 | 7 | 臼田町が単独で実施している。 | 新市社会福祉協議会が主体的事業として取り組むボランティア育成等を目的とした各種事業において対応するため、合併時廃止する。 | |
| 17 | 030301010117 | 社会・障害者福祉 | 福祉教育推進事業 | 8 | 臼田町が単独で実施している。 | 新市社会福祉協議会が主体的事業として取り組む福祉教育推進等を目的とした各種事業において対応するため、合併時廃止する。 | |
| 17 | 030301020112 | 社会・障害者福祉 | 通園通所費等補助事業(村単分) | 9 | 浅科村が単独で実施している。 | 県補助事業である『通園通所費補助』等の各種補助事業の利用や、ホームヘルプサービスなど既存サービスの利用促進を図るなどをして対応するため、合併時廃止する。 | |
| 17 | 030301020113 | 社会・障害者福祉 | 障害児・者施設訪問看護サービス事業 | 10 | 臼田町が単独で実施している。 | 合併時、臼田町の例により実施する。 | <p>1.事業目的 障害児・者施設に通園通所する障害児・者の保護者等の付添い看護の負担の軽減をするため、主治医の指示に基づき施設で行なう経管栄養・痰の吸引・導入など比較的短時間でかつ定時の対応で処置が終了する行為に対して助成を行ない、重度障害児・者等の社会参加を支援する。</p> <p>2.補助基準額 1日の医療的ケアに要する時間が30分以内:4,250円 1日の医療的ケアに要する時間が30分を超え60分以内:8,300円 ただし、対象者の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定に基づく特別障害児手当の所得制限額を準用した所得以上の場合は、基準額に10分の7を乗じて得た額以内とする。</p> <p>3.その他 県補助対象事業 補助率:1/2</p> |
| 17 | 010305010103 | 介護保険 | 低所得利用者負担対策 | 11 | 4市町村とも国の制度に基づき実施しているが、佐久市・臼田町・浅科村と望月町の対象者に差異がある。 | 合併時、対象者を統一して実施する。 | <p>1.概要 老人保健福祉局長通知(平成12年老発第474号)に基づき、社会福祉法人等が行なう介護サービスを利用する低所得者に対し、サービス利用料を半額に減免する。</p> <p>2.対象者 下記の条件を満たす社会福祉法人等の行なう介護サービスを利用する者 世帯全員が市民税非課税で合計所得金額が0円である者 市民税課税者と生計を共にしていない者 市民税課税者に税法上及び医療保険上扶養されていない者 資産・貯金が過大でない者</p> <p>3.その他 事務処理方法については佐久市の例に統一して実施する。</p> |

各市町村の現況については、添付した現況調査に記載されている。